

土木工事書類作成 Q & A

令和 8 年 2 月改正

土木工事共通仕様書 第 1 編 総 則

-
- (S-1-1) 「提出」する際、提出書(工事打合せ簿)は必要か
段階確認書などはそのまま提出できないか。提出書が必要か。
-
- (S-1-2) 「提示」の留意点
「提示」となっている書類も提出(工事打合せ簿)が必要か。
-
- (S-1-3) 「連絡」の留意点
「連絡」となっている書類も提出(工事打合せ簿)が必要か。
-
- (S-1-4) 押印省略について
現在、押印の省略が進められているが、工事打合せ簿も押印省略できないか。
-
- (S-1-4-1) 電子メールによる書面のやり取りは可能か
紙面を電子メールでやり取りすることは可能か。
-
- (S-1-5) 設計図書の照査の留意点
設計照査を行う範囲(照査する限度)を明確にしてほしい。
-
- (S-1-6) 施工計画書の提出時期
当初施工計画書に、共通仕様書で定められた表-1の①～⑮をすべて作成しておく必要があるか。
また施工管理基準の管理点数一覧表の添付は必要か。
-
- (S-1-7) 変更施工計画書の「重要な変更が生じた場合」とは
変更施工計画書は、内容に重要な変更が生じた場合にその都度提出することとなっているが、「重要な変更」とはどのような場合か。
-
- (S-1-8) 施工計画書に記載すべき施工管理基準
「施工計画書に記載すべき項目」の「⑧施工管理計画」において、施工管理基準はどの項目まで記載が必要か。図の挿入も必ず必要か。
-
- (S-1-9) 主要資材に記載すべき材料
施工計画書の「⑥主要資材」について、型枠組立用の差筋(D13mm)の材料も記載が必要か。
主要資材の定義を明確に出来ないか。
-
- (S-1-10) 共通仕様書又は施工管理基準に定めのない項目
共通仕様書等に記載のない項目の施工管理基準について、施工計画書に記載し提出後、受理されれば承諾されているとみなされるか。
又は、別途、共通仕様書等に記載のない施工管理は、発注者へ協議が必要か。
-

(S-1-11) **土砂仮置きの施工計画**

受注者が任意で借地した場所(任意仮設)に建設発生土を仮置きする場合、施工計画書に施工方法等を記載する必要があるか。
また、発注者が借地した場所(指定仮設)に仮置きする場合、施工計画書に施工方法等を記載する必要があるか。

(S-1-12) **CORINS 登録の留意点**

「登録のための確認のお願い」に提出書は必要か。
変更登録は請負代金のみの変更でも行う必要があるか。
完成直前の変更でも変更登録は必要か。
現場代理人に変更があった場合、登録の変更は必要か。

(S-1-13) **施工体制台帳等の「提出」について**

共通仕様書(1-1-1-10「施工体制台帳」)で、「その写しを監督員に提出しなければならない」とされているが、工事関係書類一覧表では、建設総務課に提出することになっている。監督員への提出は必要か。

(S-1-14) **施工体制台帳の工事現場への備え付けについて**

施工体制台帳は工事現場に備えることとなっているが、電子提出した場合の対処は。

(S-1-15) **現場への掲示文について**

下請契約が終了した後も掲示する必要があるか。

(S-1-16) **「特記仕様書」の該当箇所について**

共通仕様書(1-1-1-11「受発注者間の情報共有」)には、設計者、受注者、発注者が一堂に会する会議の開催について「詳細については、特記仕様書の定めによるものとする」とあるが、特記仕様書のどこに定められているか。

(S-1-17) **支給材料及び貸与品の留意事項**

支給品及び貸与品の要求に協議書は必要か。

(S-1-18) **購入のみを行った資材等の取扱い**

工事で購入だけした資材等は、現場発生品として、事務処理（現場発生品調書の作成等）を行わなければならないか。

(S-1-20) **再生資源利用計画等のオンラインシステム**

再生資源利用計画書等の作成に、コブリス・プラス建設副産物情報交換システムを使用しても良いか。

(S-1-21) **「工事完成通知書」への完成写真の添付について**

共通仕様書(1-1-1-21-1「工事完成通知書」)の提出に、完成写真（着手前、完成時）の添付は必要か。

(S-1-22) **工事未着手の月、工事一時中止期間中の月の履行報告**

履行報告書について、工事着手していない月、工事一時中止期間中の提出は省略できないか。

(S-1-22-1) **工事完成通知書を提出した月の履行報告**

工事完成月の履行報告書の提出は必要か。

(S-1-23) **実施工程表の提出の必要性**

履行報告提出時に実施工程表の添付は必要か。

(S-1-24) **「工事履行報告」への状況写真の添付について**

共通仕様書(1-1-1-25「履行報告」)には、状況写真の添付について記載されていない。
写真の添付は必要か。

(S-1-25-1) **【休日の現場巡視を下請に行わせることは可能か】**

現場巡視を警備会社等の下請に行わせることは可能か

(S-1-25) **定期安全研修・訓練に KY、TBM を含めることができるか**

土木工事共通仕様書では「月当たり半日以上の時間を割当て」定期的に安全に関する研修・訓練等を実施しなければならないとあるが、月あたり 240 分以上の時間を
日常の KY や TBM を含めても良いか。

(S-1-26) **関係機関への届出の留意事項**

関係機関へ届出等行う場合、事前に監督員に報告する必要があるか。

(S-1-27) **休日・夜間作業届の提出**

休日・夜間作業届は監督員に提出する必要があるか。

(S-1-28) **工事完成図に記載する規格・寸法**

工事完成図は最終変更の設計図書の図面を用いればよいか。

(S-1-29) **施工日毎の含水比測定**

盛土、路盤等の含水比測定は、施工日毎の管理資料が必要か。

(S-1-30) **コンクリート運搬・打設の管理**

コンクリート運搬・打設は品質管理基準に無いが管理は必要か。

(S-1-31) **品質管理資料と工事週報への養生期間の記載**

週報に養生期間の記入は必要か。

(S-1-32) **寒中コンクリート以外のコンクリート温度の管理**

寒中コンクリート以外のコンクリート温度の管理は品質管理基準に無いが管理は必要か。

(S-1-33) **寒中コンクリートの常時温度管理**

寒中コンクリートのコンクリート温度管理は常時管理する必要があるか。

(S-1-34) **小規模工種もコンクリート温度管理が必要か**

小規模工種も寒中コンクリートのコンクリート温度管理は必要か。

(S-1-35) **養生期間の考え方**

養生期間における日平均気温の考え方を示してほしい。

土木工事共通仕様書 第2編 材料編

(S-2-1) 工事材料に係る監督員の確認

共通仕様書(4.見本・品質証明資料(2-1 頁))において、「受注者は、設計図書において監督員の試験もしくは確認及び承諾を受けて使用することを指定された工事材料について、見本または品質を証明する資料を工事材料を使用するまでに監督員に提出しなければならない。」とあるが、工事材料使用承諾願とは別に全ての材料の見本又は品質証明を提出する必要があるか。

土木工事共通仕様書 第3編 土木工事共通編

(S-3-1) 段階確認に係る資料作成

段階確認に使用する資料は立会用に作成する必要があるか。
また、立会状況写真は必要か。

(S-3-2) 段階確認の全体計画書の作成

段階確認項目毎に提出することとなっているが、全体計画(予定表)の提出は必要か。(これまでは施工計画書や提出書類として提出していた)

(S-3-3) 工事完成図書の提出部数

提出書類の提出部数について決まりはあるか。

(S-3-4) 工事完成図書の納品物

共通仕様書(3-1-1-7「工事完成図書の納品」)には、①工事完成図のみとなっており、②以降はないのか。

(S-3-4-1) 設計強度 18N/mm² の構造物に 21N/mm² を使用した場合の工事完成図への記載方法

水セメント比により、21N/mm² を使用した場合、工事完成図も 21N/mm² と記載する必要があるか。

(S-3-5) 中間検査前の出来形報告書の提出

中間検査前に出来形報告書を提出する必要があるか。また何を提出する必要があるか。

(S-3-6) 中間検査時の工事完成図

中間検査時に工事完成図の作成は必要か。

(S-3-7) 塩化物総量規制

型枠、セパレートは不要となっているが、セパレートを鉄筋で固定する場合は必要となるか。

(S-3-8) 路床部の作業土工に係る巻出し厚

路床盛土は巻出し厚 20cm 以下となっているので、路床部に構造物を設置する場合の作業土工の埋戻しも 20cm 以下で締め固めるべきか。それとも作業土工の 30 cm 以下とすべきか。

(S-3-9) トルシア形高力ボルト専用締付け機の検定

トルシア形高力ボルト専用締付け機は検定の必要はなく、整備点検を行えばよいとなっているため、検定は不要で良いか。

(S-3-10) プレキャストカルバートの縦締め後のグラウトの圧縮強度

縦締め後のグラウトについて、PC 橋では σ_{28} 圧縮強度 30N/mm² 以上の基準があるが、プレキャストカルバートのグラウトについては記載がないため、圧縮強度管理は不要で良いか。

(S-3-11) アスファルト混合物の基準密度

アスファルトの基準密度はアスファルト混合物報告書の値を用いても良いか。

土木工事施工管理基準 第 1 章 総 則

(G-1) 使用材料集計一覧表の有無

使用材料集計一覧表の作成は必要か。

(G-2) 出来形管理における管理点数一覧表の有無

出来形管理の管理点数一覧表の作成は必要か。

(G-3) 少額、少量の工種における出来形管理資料の省略

少額、少量の工種については出来形管理を省略できないか。

(G-4) 設計図書に寸法表示等が無い項目の出来形管理

作業土工に係る床堀の基準高・幅の管理基準は無いが、掘削工を準用する等して管理する必要があるか。

(G-5) 天然現象等により、完成断面が設計断面と異なった場合の対応

維持工事等で作業完了後の天然現象により、土工の完成断面が変わり、設計断面となっていない場合、検査前に現状の断面の出来形管理をしなければならないか。

(G-6) 品質管理における管理点数一覧表の有無

品質管理の管理点数一覧表の作成は必要か。

(G-7) 品質管理の省略

少額、少量のコンクリート(例：0.3m³ 程度)を使用する場合も品質管理は必要か。

(G-8) 使用期限がある材料の管理

使用材料の製造時期、使用期限、使用時期の管理資料は何が必要か。

(G-9) 3 ヶ月以内のセンターの試験成績証明書の写しに代えることができる期間

「材料の使用開始前 3 ヶ月以内のセンターの試験成績証明書」の規定について、3 ヶ月は短いので、材料の使用開始前 6 か月以内でも認めてもらえないか。

土木工事施工管理基準 第2章 出来形管理

(D-1) 「1 施工箇所につき〇回」の1 施工箇所の定義

施工箇所とは工区単位をいうか。

(D-2) 路体盛土、路床盛土基面の置換工

新仕様書で路体・路床盛土工の出来形管理基準から置換工に係る記載が削除されたが、どの基準を参照すればよいか。

(D-3) 災害復旧等における河幅管理

災害復旧事業による護岸復旧などで、原形のとおり護岸整備する場合でも、河幅の管理は必要か。概ね護岸法線が通っていれば、河幅の管理は不要ではないか。

(D-3-2) 区画線工の「各線種毎に、1 カ所測定」の考え方

区画線の規格・仕様は実線 15cm、破線 15 cm、実線 30 cm等さまざまあるが、出来形管理の「各線種毎」は単純に 15cm、30 cm等の線幅のみで区分してよいか。

(D-4) 歩道舗装の出来形管理基準

舗装の出来形管理は、管理基準が2種類記載されており、管理項目と規格値に差があるが、歩道舗装はどちらを使うのか。

(D-5) 平坦性試験の省略

部分的な舗装を施工する場合、平坦性試験を省略できないか。

(D-6) 設計かぶり t

設計かぶり t はどの鉄筋を対象に管理を行うのか。

(D-7) 最小かぶり t

最小かぶり t はどの鉄筋を対象に管理を行うのか。

土木工事施工管理基準 第3章 品質管理

(H-1) 小規模工種で1 工種当り 50m³ 未満の場合の生コン工場の品質証明書

小規模工種1 工種当りの総使用量が 50m³ 未満の場合は生コン工場の品質証明書でも良いことになっているが、工事材料使用承諾で添付している配合計画書が品質証明書とみなせないか。

(H-2) 小規模工種におけるコンクリートの運搬時間、養生管理の省略

コンクリートの運搬時間、養生方法、養生期間等の管理資料について、施工量が少量の場合、管理を省略できないか。

(H-3) 同じものを複数製作する場合の品質管理

根固ブロック製作のコンクリート品質管理について、同様の製作を繰り返すため、出来形管理と同様に試験回数を減らすことが出来ないか。

(H-4-1) 材齢28日コンクリート圧縮(曲げ)強度試験実施日が休日等になる場合の取り扱い

材齢28日のコンクリート圧縮(曲げ)強度試験実施日が休日等になる場合であっても、材齢28日に試験を行わなければならないか。

(H-4) 早強コンクリートの圧縮強度試験

早強コンクリートは早期に所定強度が出るため、 σ_{28} は不要ではないか。

(H-5) 凍害を受ける恐れのあるコンクリート製品とは

凍害を受ける恐れがある場合は、空気量 4.5%とすることになっているが、凍害を受ける恐れのある地域とはどこか。

(H-6) コンクリート製品の試験成績表

JIS 1 種、JIS 2 種、その他のコンクリート試験成績表について、工事材料使用承諾の品質証明ではなく、現地に入る材料の品質証明が必要となるのか。

(H-6-0) 非 JIS コンクリート製品における製品規格毎の品質管理

非 JIS プレキャストコンクリート製品において、製品規格毎に、

- 1 規格、製造年月日等の刻印の写真管理を行う必要はあるか。
 - 2 出荷証明書による確認を行う必要があるか。
-

(H-6-1) コンクリート、砕石等の材料試験の各種試験成績書の宛名

鳥取県建設技術センターに各種材料試験を依頼する際、依頼（支払い）を下請会社、レディーミクストコンクリート工場等に委託する場合も、各種試験成績書の宛名は元請業者名でなければならないか。

(H-7-1) 歩道路盤にブルーフローリングは必要か

歩道路盤にブルーフローリングは必要か。

(H-7) アスファルト舗装の現場密度試験回数

アスファルト舗装の現場密度試験で 3,000m² を超える場合は、品質管理基準のとおり 10 孔のコア採取が必要か。

(H-8) 道路土工における締固め試験

通常の施工機械で転圧する場合の締固め試験は A,B 法によることと定められているが、E 法で試験を行った結果を使用しても良いか。

(H-9) 道路土工（路体、路床）における施工規模 50m³ 未満の考え方

路体盛土 40m³、路床盛土 40m³ を施工する工事は、施工規模 50m³ 未満として、路体、路床共に、品質管理が不要となるか。

(H-10) 道路土工における、センター試験成績証明書 3 ヶ月ルールの考え方

3 ヶ月以内のセンターの試験成績証明書により、材料試験を省略する場合、センターの試験成績証明書は、3 ヶ月毎に提出しないとイケないのか。

土木工事施工管理基準 第 4 章 写真管理

(P-1) 自主管理で出来形管理の測定点数を追加した場合、写真管理も同様に管理点数を追加する必要があるか

自主管理で出来形管理の測定点数を増やした場合、出来形管理の自主管理点数に合わせて、写真管理も自主管理点数を追加する必要があるか。

(P-2) 小黑板への補足の記載

黑板の文字が見えづらい写真があった場合、写真横の備考等に補足の説明を記載しても良いか。

(P-3) 監督員が立会した場合の写真の省略

監督員が段階確認で確認している項目については、写真管理を省略できないか。

(P-4) 完成後測定可能なものは写真を省略できるか

完成後に測定可能な部分については写真を省略できるか。

(P-5) 出来形管理基準の無い項目の写真管理

出来形管理基準が無い項目についても写真管理が必要か

(P-6) 管理点数一覧表の有無

写真管理の管理点数一覧表の作成は必要か。

(P-7) 施工状況の「適宜」の撮影頻度とは

施工状況の写真管理において、撮影頻度は「工種、種別毎に設計図書施工計画書に従い施工していることが確認できるように適宜」となっているが、具体的にどの程度の頻度で撮影する必要があるのか。

(P-8) コンクリート打設高、養生、打継目処理、締固施工状況の写真管理

コンクリート打設高、養生、打継目処理、締固施工状況の写真管理はどこで決められているのか。また、その撮影頻度はどの程度か。少額、少量のコンクリート使用量であっても写真管理は必要か。

(P-9) 寒中コンクリートのコンクリート温度管理

寒中コンクリートのコンクリート温度管理の撮影頻度はどの程度か。

(P-10) 排出ガス対策型建設機械の写真管理

低騒音、低振動、排ガスの建設機械及び機械使用状況の確認資料について、どの程度の資料が必要となるのか。

(P-11) コンクリートのスランプ試験、圧縮強度試験等の写真管理

コンクリートのスランプ試験、圧縮強度試験等の写真撮影は、全ての試験毎に撮影する必要があるか。

(P-12) 各層の巻出し厚管理

盛土工の巻出し厚の撮影頻度が延長 200m に 1 回とあるが、高さの記載がなく何層分の撮影を求めているのか。

(P-13) 配筋間隔と かぶりの写真管理

鉄筋の配筋間隔と、かぶりの出来形管理写真を 1 枚で撮影しても良いか。

土木工事施工管理基準 各種基準

(T-1) 施工状況把握を実施する根拠

施工状況把握が共通仕様書から削除されたが、新仕様書で施工状況把握の立会対応をしなければならない根拠は。また立会依頼に確認・立会依頼書は必要か。

(T-2) JIS マーク表示品の添付書類

一般資材に係る工事材料使用承諾の添付書類には、使用材料の規格寸法と JIS 規格番号及び JIS 規格表示認証番号がわかる書類が添付されていれば、カタログなどの添付は不要か。

(T-3) 生コンに係る添付書類

生コンに係る工事材料使用承諾の添付書類には、配合計画書と配合計算書、JIS 規格表示認証番号のわかる資料があれば、骨材試験などの基礎資料まで添付しなくても良いか。

また使用場所は、配合計画書に個別に（手書き）記入しなくても、一覧表の備考欄の記入のみと出来ないか。

(T-4) アスファルト合材に係る添付書類

アスファルト合材に係る工事材料使用承諾の添付書類には、合材工場から発行された使用承諾証明書の写しと使用合材の混合物報告書（様式 4）があれば、骨材試験などの書類の提出は不要か。

(T-5) 各種様式集は指定様式か

各種様式集は指定様式か。各種様式集に書かれた項目を網羅していれば様式が違っていても良いか。

(T-6) リスク低減措置はすべてのリスクを低減させる必要があるか

リスク低減措置はすべてのリスクを対象として低減させる必要があるか。

(T-7) 監督員の立会について

リスク低減措置として挙げている項目の実施状況は、監督員に全て確認してもらう必要があるか。

(T-8) 低減措置対策計画書の提出について

低減措置対策計画書を監督員に提出する必要があるか。

(T-9) リスクアセスメントの実施の義務について

リスクアセスメントの取り組みは必ず行う必要があるか。

(T-10) 資材搬入に係る過積載防止の取組み状況

資材搬入時の積載量確認（検収写真）は全ての資材において必要か。

(T-11) 資材搬出に係る過積載防止の取組み状況

過積載防止の取組み状況は、全搬出台数を対象に写真撮影する必要があるか。

土木工事書類作成Q&A 土木工事共通仕様書

編	章	節	条	枝番	項 目	留 意 点
1	1	1	2	19	提出(1-3頁)	S-1-1【「提出」する際、提出書(工事打合せ簿)は必要か】 <u>段階確認書などはそのまま提出できないか。提出書が必要か。</u> ・段階確認書の様に書類単体で報告・通知・提出等の別、提出(報告)時期が分かる書類に提出書は必要ない。
1	1	1	2	20	提示(1-3頁)	S-1-2【「提示」の留意点】 <u>「提示」となっている書類も提出(工事打合せ簿)が必要か。</u> ・提示については、提出書(工事打合せ簿)を作成、提出する必要はない。
1	1	1	2	23	連絡(1-3頁)	S-1-3【「連絡」の留意点】 <u>「連絡」となっている書類も提出(工事打合せ簿)が必要か。</u> ・連絡とは、口頭、ファクシミリ、電子メールなどの署名または押印が不要な手段により互いに知らせることをいい、後日書面による連絡内容の伝達は不要。 また提出書(工事打合せ簿)も必要ない。
1	1	1	2	27	書面(1-4頁)	S-1-4【押印省略について】 <u>現在、押印の省略が進められているが、工事打合せ簿も押印省略できないか。</u> ・「27.書面」(1-4頁)のとおり記名(署名または押印を含む)が必要。 ただし、情報共有システムを用いた場合、記名が無くてよい。
1	1	1	2	27	書面(1-4頁)	S-1-4-1【電子メールによる書面のやり取りは可能か】 <u>紙面を電子メールでやり取りすることは可能か。</u> ・書類は記名後に画像データ化(PDF、JPEG等)したうえで電子メールにより送付することができる。 受理、承諾等についても、記名後に画像データ化(PDF、JPEG等)し相手方に電子メールにより送付することができる。
1	1	1	3		設計図書の照査(1-5頁)	S-1-5【設計図書の照査の留意点】 <u>設計照査を行う範囲(照査する限度)を明確にしてほしい。</u> ・受注者は、施工前及び施工途中において、自らの負担により契約書第18条第1項第1号から第5号に係る設計図書の照査を行うこととなっているが、土木工事設計変更ガイドラインに基づき照査を行うこととし、資料は必要最低限でよい。 またガイドラインに示された「設計図書の照査」の範囲を超える照査を行う場合は監督員と協議のうえ、設計変更の対象とする。

土木工事書類作成Q&A 土木工事共通仕様書

編	章	節	条	枝番	項 目	留 意 点
1	1	1	4		施工計画書 (1-6頁)	S-1-6【施工計画書の提出時期】 <u>当初施工計画書に、共通仕様書で定められた表-1の①～⑮をすべて作成しておく必要があるか。</u> <u>また施工管理基準の管理点数一覧表の添付は必要か。</u> ・施工計画書は、工事着手に必要な項目のみ作成・提出すればよい。残りの施工方法等については、変更施工計画書として施工方法等が確定した時期に当該工種等施工前に逐次提出すればよい。 ・施工管理点数一覧表の作成は不要。ただし、工種毎の管理点数については、施工管理上必要であり、作成が必要。
1	1	1	4		施工計画書 (1-6頁)	S-1-7【変更施工計画書の「重要な変更が生じた場合」とは】 <u>変更施工計画書は、内容に重要な変更が生じた場合にその都度提出することとなっているが、「重要な変更」とはどのような場合か。</u> ・施工計画に大きく影響する計画変更は仕様書の「重要な変更が生じた場合」に該当し、当該工事の着手までに変更計画書の作成・提出が必要。 [変更計画書の作成・提出が必要な例] ▽施工方法の新規追加 ▽施工管理点数の追加 ▽新規工種の追加 ▽下請業者の追加・変更 ▽現場組織表の変更 ▽緊急時の体制及び対応の変更 [変更計画書の作成・提出が不要な例] ▽工期末の精算変更 ▽施工方法の変更を伴わない数量や工期のわずかな変更
1	1	1	4		施工計画書 (1-6頁)	S-1-8【施工計画書に記載すべき施工管理基準】 <u>「施工計画書に記載すべき項目」の「⑧施工管理計画」において、施工管理基準はどの項目まで記載が必要か。</u> <u>図の挿入も必ず必要か。</u> ・表1-1「施工計画書に記載すべき項目」⑧施工管理計画において、施工管理基準として「測定項目」、「規格値」、「測定基準」、「測定箇所」、「測定箇所数」等、施工管理に必要となる項目を記載する必要があり、図の挿入は任意。 ・出来形、品質、写真の管理点数については、一覧表の作成は不要だが、各対象工種毎の管理点数が分かるよう記載する必要がある。
1	1	1	4		施工計画書 (1-6頁)	S-1-9【主要資材に記載すべき材料】 <u>施工計画書の「⑥主要資材」について、型枠組立用の差筋(D13mm)の材料も記載が必要か。</u> <u>主要資材の定義を明確に出来ないか。</u> ・主要資材は、工事に使用する指定材料及び主要資材について記載し、主要資材は工事目的物に使用する材料を記載するが、型枠、型枠組立用の差筋など、仮設材の記載は不要。 ・主要資材は、工事毎の資材の使用量、使用目的により決定する必要があるため、主要資材の明確な定義は出来ない。

土木工事書類作成Q&A 土木工事共通仕様書

編	章	節	条	枝番	項 目	留 意 点
1	1	1	4		施工計画書 (1-6頁)	S-1-10【共通仕様書又は施工管理基準に定めのない項目】 <u>共通仕様書等に記載のない項目の施工管理基準について、施工計画書に記載し提出後、受理されれば承諾されているとみなされるか。</u> <u>又は、別途、共通仕様書等に記載のない施工管理は、発注者へ協議が必要か。</u> ・共通仕様及び施工管理基準に定めのない項目については、別途監督員と協議が必要。 ・施工計画書は自由施工の原則の基に、受注者の責任において作成するものであり、発注者が指定したものを除き、施工方法等の選択は受注者が行う。 そのため、施工計画書は「提出」し、発注者は受理することとなっており、「承諾」は行われない。
1	1	1	4		施工計画書 (1-6頁)	S-1-11【土砂仮置き場の施工計画】 <u>受注者が任意で借地した場所(任意仮設)に建設発生土仮置きする場合、施工計画書に施工方法等を記載する必要があるか。</u> <u>また、発注者が借地した場所(指定仮設)に仮置きする場合、施工計画書に施工方法等を記載する必要があるか。</u> ・共通仕様書1-1-1-4施工計画書で、「受注者は、工事着手前又は施工方法が確定した時期に工事目的物を完成させるために必要な手順や工法等についての施工計画書を監督員に提出しなければならない。」と定められており、指定仮設、任意仮設に関わらず、建設発生土の施工方法等の記載が必要。
1	1	1	5		CORINSへの登録 (1-7頁)	S-1-12【CORINS登録の留意点】 <u>「登録のための確認のお願い」に提出書は必要か。</u> <u>変更登録は請負代金のみの変更でも行う必要があるか。</u> <u>完成直前の変更でも変更登録は必要か。</u> <u>現場代理人に変更があった場合、登録の変更は必要か。</u> ・「登録のための確認のお願い」は確認であり、提出書(工事打合せ簿)の作成、提出は不要。 ・変更登録時は、工期・技術者に変更が生じた場合に行うものとし、工事請負代金のみ変更の場合は、原則として登録不要。 ・変更時と完成時の期間が土・日曜日、祝日等を除き10日間に満たない場合は、変更時の登録を省略できる。 ・現場代理人に変更があった場合、登録の変更が必要。 ※工事実績の登録方法については、JACICホームページを参照。 (https://cthp.jacic.or.jp/)「マニュアル、困った時の操作方法」

土木工事書類作成Q&A 土木工事共通仕様書

編	章	節	条	枝番	項 目	留 意 点
1	1	1	10		施工体制台帳 (1-8頁)	S-1-13【施工体制台帳等の「提出」について】 <u>共通仕様書(1-1-1-10「施工体制台帳」)</u>で、「<u>その写しを監督員に提出しなければならない</u>」とされているが、<u>工事関係書類一覧表では、建設総務課に提出することになっている。</u> <u>監督員への提出は必要か。</u> ・受注者は鳥取県建設工事における下請契約等適正化指針に基づき、下請契約締結の日の翌日から起算して20日以内に施工体制台帳を作成し、監督員にその写しを提出することとなっているが、提出先は共通仕様書(特記事項)の工事関係書類一覧表のとおり、建設総務課に提出し、監督員への提出(2重提出)は不要。(工事関係書類一覧表は共通仕様書特記事項のため、共通仕様書よりも優先される。) ※公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の改正に伴い、H27.4.1以降、公共工事については下請契約の金額の如何に関わらず、施工体制 台帳等の作成等が義務付けられている。 ※施工体制台帳は電子ファイルで提出可能。県土総務課ホームページ→「建設業」→「建設業法の規定に基づく施工体制台帳等について」(https://www.pref.tottori.lg.jp/245428.htm)参照。
1	1	1	10		施工体制台帳 (1-8頁)	S-1-14【施工体制台帳の工事現場への備え付けについて】 <u>施工体制台帳は工事現場に備えることとなっているが、電子提出した場合の対処は。</u> ・電子提出の有無に限らず、施工体制台帳及び添付書類については、電子ファイル、紙面のどちらの形式で工事現場に備えておいてもよい。 ・ただし、電子ファイルで保管する場合、必要に応じてすぐに閲覧できる環境を備えていなければならない。
1	1	1	10		施工体制台帳 (1-8頁)	S-1-15【現場への掲示文について】 <u>下請契約が終了した後も掲示する必要があるか。</u> ・建設業法施行規則第十四条の三「下請負人に対する通知等」に定められる「現場への通知文」について、対象となる下請負人がいない場合は掲示不要。
1	1	1	11		受発注者間の情報共有(1-9頁)	S-1-16【「特記仕様書」の該当箇所について】 <u>共通仕様書(1-1-1-11「受発注者間の情報共有」)</u>には、<u>設計者、受注者、発注者が一堂に会する会議の開催について「詳細については、特記仕様書の定めによるものとする」とあるが、特記仕様書のどこに定められているか。</u> ・現場説明書(特記事項)の「その他⑥(三者協議)」により定められている。

土木工事書類作成Q&A 土木工事共通仕様書

編	章	節	条	枝番	項 目	留 意 点
1	1	1	17		支給材料及び貸与品 (1-11頁)	S-1-17【支給材料及び貸与品の留意事項】 <u>支給品及び貸与品の要求に協議書は必要か。</u> ・支給品及び貸与品の要求については、書面で取り交わす必要はない。 受領又は借用後に受領書又は借用書を監督員に提出すればよい。 なお、「2.受払状況の記録」(1-11頁)、「3.支給品精算書、支給材料精算書」(1-11頁)の管理が必要。
1	1	1	18		工事現場発生品 (1-12頁)	S-1-18【購入のみを行った資材等の取扱い】 <u>工事で購入だけした資材等は、現場発生品として、事務処理(現場発生品調書の作成等)を行わなければならないか。</u> ・工事で購入だけした資材等については、特別な事務処理は不要。 <u>共通仕様書(P1-5)で「50. 現場発生品 現場発生品とは、工事の施工により現場において副次的に生じたもので、その所有権は発注者に帰属する。」</u> <u>と定義されており、購入した資材等は現場発生品に該当せず、工事目的物と同じく工事完成検査の合格をもって引き渡される。</u>
1	1	1	19	4. 5. 6.	再生資源利用計画書 再生資源利用促進計画書(1-13頁) 建設副産物活用実施要領(20-13頁)	S-1-20【再生資源利用計画等のオンラインシステム】 <u>再生資源利用計画書等の作成に、コプリス・プラス建設副産物情報交換システムを使用しても良いか。</u> ・再生資源利用計画【様式施1】、再生資源利用促進計画【様式施2】を作成する場合、WEBオンラインシステム「建設副産物情報交換システム」(https://www.reecycle.jacic.or.jp/)を使用してもよい。 ・なお、オンラインシステムを使用した場合も、施工計画書に添付が必要。 ・鳥取県ではコプリス・プラスは使用できません。
1	1	1	21	1	工事完成検査 (1-13頁)	S-1-21【「工事完成通知書」への完成写真の添付について】 <u>共通仕様書(1-1-1-21-1「工事完成通知書」)の提出に、完成写真(着手前、完成時)の添付は必要か。</u> ・工事完成通知書に完成写真(着手前、完成時)を添付する必要はない。
1	1	1	25		履行報告 (1-17頁)	S-1-22【工事未着手の月、工事一時中止期間中の月の履行報告】 <u>履行報告書について、工事着手していない月、工事一時中止期間中の提出は省略できないか。</u> ・履行状況の確認のため、工事着手していない月、工事一時中止期間中の月においても提出が必要。
1	1	1	25		履行報告 (1-17頁)	S-1-22-1【工事完成通知書を提出した月の履行報告】 <u>工事完成月の履行報告書の提出は必要か。</u> ・工事完成通知書を提出した月の履行報告書の提出は不要。

土木工事書類作成Q&A 土木工事共通仕様書

編	章	節	条	枝番	項 目	留 意 点
1	1	1	25		履行報告 (1-17頁,12-18頁)	S-1-23【実施工程表の提出の必要性】 <u>履行報告提出時に実施工程表の添付は必要か。</u> ・工事履行報告書に実施工程表の添付は不要。なお、詳細な工種毎の進捗状況を把握するため監督員から実施工程表を求められた場合は、受注者が実際に現場の工程管理で作成している資料の「提示」が必要。
1	1	1	25		履行報告 (1-17頁)	S-1-24【「工事履行報告」への状況写真の添付について】 <u>共通仕様書(1-1-1-25「履行報告」)には、状況写真の添付について記載されていない。写真の添付は必要か。</u> ・土木工事施工管理基準第4章写真管理(13-179頁)において、「全景又は代表部分の工事進捗状況」を「月1回」撮影し「履行報告に添付」することとしており、添付が必要。
1	1	1	27	9	安全巡視 (1-17頁)	S-1-25-1【休日の現場巡視を下請に行わせることは可能か】 <u>現場巡視を警備会社等の下請に行わせることは可能か</u> ・現場の安全巡視を下請に巡視させることは可能。ただし、事故等が発生しないよう、安全巡視を行わせる下請に対し、安全巡視に係る教育を十分行う必要がある。また、緊急連絡体制も構築しておく必要がある。
1	1	1	27	11	定期安全研修・訓練 (1-18頁)	S-1-25【定期安全研修・訓練にKY、TBMを含めることができるか】 <u>土木工事共通仕様書では「月当たり半日以上の時間を割当て」定期的に安全に関する研修・訓練等を実施しなければならないとあるが、月あたり240分以上の時間を日常のKYやTBMを含めても良いか。</u> ・当項目に記載の(1)～(5)の各号に該当する安全に関する研修・訓練等を実施していれば、日常のKYやTBMの安全訓練であっても、定期安全研修・訓練に含めることは可能。
1	1	1	36	2	関係機関への届出 (1-27頁)	S-1-26【関係機関への届出の留意事項】 <u>関係機関へ届出等行う場合、事前に監督員に報告する必要があるか。</u> ・受注者が行うべき関係官公庁及びその他の関係機関への届出等の実施にあたって、監督員への事前報告は不要。
1	1	1	37	2	休日、夜間の作業 連絡(1-27頁)	S-1-27【休日・夜間作業届の提出】 <u>休日・夜間作業届は監督員に提出する必要があるか。</u> ・現道上の工事であれば、休日・夜間作業届の提出は不要であり、監督員への連絡でよい。「連絡」の留意事項は上記記載のとおり。 ・週間工程会議等により監督員が事前に把握している場合、連絡自体不要。

土木工事書類作成Q&A 土木工事共通仕様書

編	章	節	条	枝番	項 目	留 意 点
1	1	1	20		工事完成図 (1-13頁,3-4頁)	S-1-28【工事完成図に記載する規格・寸法】 <u>工事完成図は最終変更の設計図書の図面を用いればよい。</u> ・工事完成図は、設計図書に記載されている設計寸法(設計変更した場合は変更後の規格・寸法)、設計条件等で作成・納品する必要がある。 ・ただし、設計変更を伴わない承諾行為による変更(例:承諾行為でブロック積を大型ブロック積に変更)については、承諾後の規格・寸法(例であれば、大型ブロック積の規格・寸法)で作成する必要がある。
1	2	3	3	7	適切な含水比の確保 (1-36頁)	S-1-29【施工日毎の含水比測定】 <u>盛土、路盤等の含水比測定は、施工日毎の管理資料が必要か。</u> ・含水比は施工管理基準の必須項目ではないが、土木工事共通仕様書に基づき、締固作業の実施にあたり適切な含水比の状態で行う必要がある。 ・なお、適切な含水比の状態で行う必要があるため、降雨後、真夏日など気象状況等により適宜含水比を測定し、含水比の変化の傾向を把握したうえで施工することが必要。 - このための品質管理として、施工日毎の測定結果は求めていないが、含水比をどの様に把握し適切な状態で施工したのか確認できる、施工状況写真等(工種、種別毎に設計図書、施工計画書に従い施工していることが確認出来るよう適宜)は必要。 ・上記の施工状況写真は、含水比の測定毎の写真は不要。土質毎等で含水比の測定状況が確認できる必要最小限の写真があれば良い。
1	3	6	1		運搬・打設(1-51頁)	S-1-30【コンクリート運搬・打設の管理】 <u>コンクリート運搬・打設は品質管理基準に無いが管理は必要か。</u> ・運搬・打設の施工管理基準は無いが、コンクリート品質を左右するものであり、土木工事共通仕様書に基づき施工されていることが分かる管理資料が必要(納入伝票、写真等(任意様式))。
1	3	6	9		養生(1-56頁)	S-1-31【品質管理資料と工事週報への養生期間の記載】 <u>週報に養生期間の記入は必要か。</u> ・養生の施工管理基準は無いが、土木工事共通仕様書に基づき施工されていることが分かる管理資料(品質管理資料又は写真管理等で、日平均気温、養生温度、養生開始、終了日、養生期間)が必要。 ・工事週報に養生期間の記載は不要。

土木工事書類作成Q&A 土木工事共通仕様書

編	章	節	条	枝番	項 目	留 意 点																																
1	3	10	3	5	養生中のコンクリート温度 (1-56頁,1-64頁)	S-1-32【寒中コンクリート以外のコンクリート温度の管理】 <u>寒中コンクリート以外のコンクリート温度の管理は品質管理基準に無いが管理は必要か。</u> ・養生におけるコンクリート温度の管理は、寒中コンクリートは必要だが、その他は不要。 ・ただし、コンクリートの湿潤養生期間を判断するために、日平均気温の温度管理は必要。																																
1	3	10	3	5	養生中のコンクリート温度 (1-56頁,1-64頁)	S-1-33【寒中コンクリートの常時温度管理】 <u>寒中コンクリートのコンクリート温度管理は常時管理する必要があるか。</u> ・養生中のコンクリート温度の管理は、寒中コンクリートにおいて、表1-3-4「寒中コンクリートの温度制御養生期間」は、コンクリート温度を5℃以上に保つ必要があり、更に、養生期間終了後2日間は0℃以上に保つ必要がある。																																
1	3	10	3	5	養生中のコンクリート温度 (1-56頁,1-64頁)	S-1-34【小規模工種もコンクリート温度管理が必要か】 <u>小規模工種も寒中コンクリートのコンクリート温度管理は必要か。</u> ・共通仕様書では、重要構造物、小規模工種での養生管理の区分はなく、同様の管理が求められているため、小規模工種であってもコンクリート温度の管理は必要。																																
1	3	10	3	5	養生中のコンクリート温度 (1-56頁)	S-1-35【養生期間の考え方】 <u>養生期間における日平均気温の考え方を示してほしい。</u> ・一般養生におけるコンクリートの露出面を常に湿潤状態に保つ養生期間は、日平均気温で必要な養生期間を判断するが、この日平均気温は、養生期間中の日平均気温を養生日数で平均した気温で判断する。 ・養生期間を判断する日平均気温については、現場の気温と大きな差がないことが確認できれば、最寄りの気象台データを用いてもよい。 【例】混合セメントB種の一般養生の場合の養生期間 <table><tr><td>月 日</td><td>4月1日</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td></tr><tr><td>日 平均 気温</td><td>9℃</td><td>15</td><td>15</td><td>17</td><td>17</td><td>15</td><td>15</td></tr><tr><td>月 日</td><td>4月8日</td><td>9</td><td colspan="5">4/1～7の日平均気温14.7℃ 4/1～9の日平均気温14.8℃</td></tr><tr><td>日 平 均 気温</td><td>14℃</td><td>16</td><td colspan="5">⇒15℃以下のため養生期間は9日間が必要。</td></tr></table>	月 日	4月1日	2	3	4	5	6	7	日 平均 気温	9℃	15	15	17	17	15	15	月 日	4月8日	9	4/1～7の日平均気温14.7℃ 4/1～9の日平均気温14.8℃					日 平 均 気温	14℃	16	⇒15℃以下のため養生期間は9日間が必要。				
月 日	4月1日	2	3	4	5	6	7																															
日 平均 気温	9℃	15	15	17	17	15	15																															
月 日	4月8日	9	4/1～7の日平均気温14.7℃ 4/1～9の日平均気温14.8℃																																			
日 平 均 気温	14℃	16	⇒15℃以下のため養生期間は9日間が必要。																																			

土木工事書類作成Q&A 土木工事共通仕様書

編	章	節	条	枝番	項 目	留 意 点
2	1	2	4		見本・品質証明資料 (2-1頁)	S-2-1【工事材料に係る監督員の確認】 <u>共通仕様書(4.見本・品質証明資料(2-1頁))において、</u> <u>「受注者は、設計図書において監督員の試験もしくは確認</u> <u>及び承諾を受けて使用することを指定された工事材料につ</u> <u>いて、見本または品質を証明する資料を工事材料を使用</u> <u>するまでに監督員に提出しなければならない。」とあるが、</u> <u>工事材料使用承諾—願—とは別に全ての材料の見本又は品</u> <u>質証明を提出する必要があるか。</u> ・当項目は、設計図書において、特別に監督員の試験もしくは確認及び承諾を受けて使用することを指定している工事材料について、見本または品質を証明する資料の提出を求めているものであり、設計図書に事前確認・承諾の定めがない工事材料については、共通仕様書特記事項「工事材料の使用」(12-9頁)に従う。
3	1	1	3	6	段階確認 (3-1頁)	S-3-1【段階確認に係る資料作成】 <u>段階確認に使用する資料は立会用に作成する必要があ</u> <u>るか。</u> <u>また、立会状況写真は必要か。</u> ・段階確認書に添付する資料は、受注者が作成する出来形管理資料に、監督員が確認した実測値を手書きで記入することとし、受注者は、段階確認の為に新たに資料を作成する必要はない。 ・監督員等の立会状況写真は不要。ただし「写真管理基準」に基づく写真管理(撮影)は必要。監督員が臨場して段階確認した箇所は出来形管理写真の撮影を省略する。
3	1	1	3	6	段階確認 (3-1頁)	S-3-2【段階確認の全体計画書の作成】 <u>段階確認項目毎に提出することとなっているが、</u> <u>全体計画(予定表)の提出は必要か。</u> <u>(これまでは施工計画書や提出書類として提出していた)</u> ・段階確認項目の全体計画書の作成・提出は不要。 ・ただし、段階確認の管理のため、受注者自らが全体計画書を作成することを拒むものではない。
3	1	1	5	1	工事完成図書の納品 (3-4頁)	S-3-3【工事完成図書の提出部数】 <u>提出書類の提出部数について決まりはあるか。</u> ・提出部数の決まりはなく、1部でよい。

土木工事書類作成Q&A 土木工事共通仕様書

編	章	節	条	枝番	項 目	留 意 点
3	1	1	5	1	工事完成図書の納品(3-4頁)	S-3-4【工事完成図書の納品物】 <u>共通仕様書(3-1-1-7「工事完成図書の納品」)には、①工事完成図のみとなっております、②以降はないのか。</u> ・工事完成図書として納品が必要なものは、工事完成図のみ。 なお、工事関係書類一覧表に記載されている書類は、納品までに提出が必要。 ※情報共有システムを用いた電子納品の場合は、鳥取県電子納品・情報共有運用ガイドラインに従う。
3	1	1	5	1	工事完成図書の納品(3-4頁)	S-3-4-1【設計強度18N/mm²の構造物に21N/mm²を使用した場合の工事完成図への記載方法】 <u>水セメント比により、21N/mm²を使用した場合、工事完成図も21N/mm²と記載する必要があるか。</u> ・設計基準強度18N/mm²で設計されている無筋コンクリート構造物において、水セメント比60%以下を満足するものを選定した結果、21N/mm²となった場合、工事完成図も21N/mm²と記載する必要がある。
3	1	1	6		中間検査(3-4頁)	S-3-5【中間検査前の出来形報告書の提出】 <u>中間検査前に出来形報告書を提出する必要があるか。また何を提出する必要があるか。</u> ・工事関係書類一覧表No.92「出来形報告書(数量内訳書、出来形図)」を中間検査前に監督員へ1部提出する。 出来形図は、設計図面を利用し、検査対象が確認できる資料(完成部分を赤色着色したもの等)とする。 数量内訳書は、工事数量総括表に出来形数量を記入した程度のものでよい。
3	1	1	6		中間検査(3-4頁)	S-3-6【中間検査時の工事完成図】 <u>中間検査時に工事完成図の作成は必要か。</u> ・中間検査時に工事完成図の作成は不要。ただし、指定部分の引き渡しがある場合は必要。
3	1	3	7		コンクリートの耐久性向上施策(12-8頁)	S-3-7【塩化物総量規制】 <u>型枠、セパレートは不要となっているが、セパレートを鉄筋で固定する場合は必要となるか。</u> ・セパレートを鉄筋で固定する場合も、無筋構造物であれば、塩化物総量規制の対象外。

土木工事書類作成Q&A 土木工事共通仕様書

編	章	節	条	枝番	項 目	留 意 点
3	2	3	3		作業土工(床掘り・埋戻し)(3-11頁)	S-3-8【路床部の作業土工に係る巻出し厚】 <u>路床盛土は巻出し厚20cm以下となっているので、路床部に構造物を設置する場合の作業土工の埋戻しも20cm以下で締め固めるべきか。それとも作業土工の30cm以下とすべきか。</u> ・路床部であっても、路床竣工後に床掘を行う場合、埋戻の管理は作業土工の基準(30cm以下)でよい。
3	2	3	23	3(6)	ボルトの締付け(3-27頁)	S-3-9【トルシア形高力ボルト専用締付け機の検定】 <u>トルシア形高力ボルト専用締付け機は検定の必要はなく、整備点検を行えばよいとなっているため、検定は不要で良いか。</u> ・トルシア形高力ボルト専用締付け機は検定の必要はなく、機械として正しく動作するか整備点検すれば良く、整備点検記録の作成は不要。
3	2	3	28		プレキャストカルバート工(3-31頁)	S-3-10【プレキャストカルバートの縦締め後のグラウトの圧縮強度】 <u>縦締め後のグラウトについて、PC橋ではσ28圧縮強度30N/mm²以上の基準があるが、プレキャストカルバートのグラウトについては記載がないため、圧縮強度管理は不要で良いか。</u> ・一般的に、ボックスカルバートの縦締グラウトについて、強度管理の必要ない。 ・ただし、柔構造樋門等の縦断方向に強度を求められる場合は、この限りではない。その場合は設計図書に従い強度管理が必要。
3	2	6	7	5(2)	アスファルト舗装 基層及び表層の規定 (3-72頁) 品質管理基準 14アスファルト舗装 (歩道、簡易舗装を含む) (13-140頁) アスファルト混合物 事前承諾取扱要領 (16-7頁)	S-3-11【アスファルト混合物の基準密度】 <u>アスファルトの基準密度はアスファルト混合物報告書の値を用いても良いか。</u> 事前承諾されたアスファルト混合物の基準密度について、アスファルト合材工場から受注者へ提出された、アスファルト混合物報告書を用いる場合は、共通仕様書3-2-6-7「アスファルト舗装工」5.(2)(3-72頁)のただし書きの規定(「これまでの実績」)に該当し、基準密度試験の省略が可能。(アスファルト混合物報告書で示された値を使用することについて別途、監督員へ協議・承諾する必要はない。) ただし、合材工場から提出された出荷時の基準密度を使用して管理する場合は、監督員の承諾が必要。

土木工事書類作成Q&A 土木工事施工管理基準

章	項 目	留 意 点
1	総則 5. 管理項目及び方法 (13-1頁)	G-1【使用材料集計一覧表の有無】 <u>使用材料集計一覧表の作成は必要か。</u> ・使用材料集計一覧表は作成不要。
1	総則 5. 管理項目及び方法 (2) 出来形管理 (13-1頁)	G-2【出来形管理における管理点数一覧表の有無】 <u>出来形管理の管理点数一覧表の作成は必要か。</u> ・管理点数一覧表は作成不要。 G-3【少額、少量の工種における出来形管理資料の省略】 <u>少額、少量の工種については出来形管理を省略できないか。</u> ・少額、少量の工種においても、出来形管理は省略できない。 【例】10m程度の側溝工、張コン等の基準高・厚さ等 G-4【設計図書に寸法表示等が無い項目の出来形管理】 <u>作業土工に係る床掘の基準高・幅の管理基準は無いが、掘削工を準用する等して管理する必要があるか。</u> ・作業土工等、施工管理基準がなく、設計図書にも基準高・幅が明示されていない場合、出来形管理は不要。 G-5【天然現象等により、完成断面が設計断面と異なった場合の対応】 <u>維持工事等で作業完了後の天然現象により、土工の完成断面が変わり、設計断面となっていない場合、検査前に現状の断面の出来形管理をしなければならないか。</u> ・特記仕様書や協議書により、発注者と段階確認等で完成断面を確認していれば、河床掘削等の作業完了後の天然現象により、土工の完成断面が変わり、設計断面となっていない場合でも、現況の出来形管理（現況に合わせた出来形管理資料の作り直し）は不要。
1	総則 5. 管理項目及び方法 (3) 品質管理(13-1頁)	G-6【品質管理における管理点数一覧表の有無】 <u>品質管理の管理点数一覧表の作成は必要か。</u> ・管理点数一覧表は作成不要。 G-7【品質管理の省略】 <u>少額、少量のコンクリート(例:0.3m3程度)を使用する場合も品質管理は必要か。</u> ・少額、少量の工種においても、品質管理は省略できない。 ・ただし、「(3)品質管理」イ(13-1頁)の(ア)から(エ)に該当する工種は管理を省略できる。 G-8【使用期限がある材料の管理】 <u>使用材料の製造時期、使用期限、使用時期の管理資料は何が必要か。</u> ・製造時期、使用期限については、品質証明に記載があれば、一覧表等の管理資料は不要。 なお、使用期限のある材料については、使用時期が分かる資料が必要であるが、週報、工事写真等で使用日が確認出来れば管理資料は不要。

土木工事書類作成Q&A 土木工事施工管理基準

章	項 目	留 意 点
1	総則 5. 管理項目及び方法 (3)ウ試験場所 (13-2頁)	G-9【3か月以内のセンターの試験成績証明書の写しに代えることができる期間】 <u>「材料の使用開始前3ヶ月以内のセンターの試験成績証明書」の規定について、3ヶ月は短いので、材料の使用開始前6か月以内でも認めてもらえないか。</u> ・「センターで行うこととしている材料試験で、材料の使用開始前3ヶ月以内のセンターの試験成績証明書(材料の生産地名(住所、採取業者名等)が明記されているもの)と同一産地の材料とみなされる場合は、その写しに代えることができる。」について、製造業者からセンターに持ち込まれる試験において、現状でも、試験期間が長くなる(半年～1年)と、規格値から外れることが増える傾向が見受けられることから、3ヶ月以内としている。(製造業者が行っている試験頻度(6か月～1年)等に緩和することはできない。)
2	出来形管理	D-1【「1施工箇所につき〇回」の1施工箇所の定義】 <u>施工箇所とは工区単位をいうか。</u> ・1施工箇所とは、工区毎のくくりではなく、1工種当りで規格値を管理できる施工1ブロックのくくりをいう。
2	出来形管理 1-2-4-34-1路体盛土工・路床盛土工 (13-26頁)	D-2【路体盛土、路床盛土基面の置換工】 <u>新仕様書で路体・路床盛土工の出来形管理基準から置換工に係る記載が削除されたが、どの基準を参照すればよいか。</u> ・旧仕様書と同じく、新仕様書においても、3-2-7-3置換工(13-76頁)で管理する必要がある。
2	出来形管理 3-2-3護岸工 流路工 (13-28頁)	D-3【災害復旧等における河幅管理】 <u>災害復旧事業による護岸復旧などで、原形のとおり護岸整備する場合でも、河幅の管理は必要か。概ね護岸法線が通っていれば、河幅の管理は不要ではないか。</u> ・災害復旧等で護岸を原形復旧する場合でも、設計図書(横断図等)に、工事目的物の復旧護岸等からの河幅が明示されている場合は、河幅の出来形管理が必要。
2	出来形管理 3-2-3-9区画線工 (13-29頁)	D-3-2【区画線工の「各線種毎に、1力所測定」の考え方】 <u>区画線の規格・仕様は実線15cm、破線15cm、実線30cm等さまざまあるが、出来形管理の「各線種毎」は単純に15cm、30cm等の線幅のみで区分してよいか。</u> ・出来形管理における「各線種毎」は単純に15cm、30cm等の線幅のみで区分する。(本例でいうと、実線15cm、破線15cm、実線30cmの3力所測定ではなく、15cm、30cmの2力所測定で測定する)

土木工事書類作成Q&A 土木工事施工管理基準

章	項 目	留 意 点
2	出来形管理 3-2-6-7-11アスファルト舗装工(表層工) (13-43頁)	D-4【歩道舗装の出来形管理基準】 <u>舗装の出来形管理は、管理基準が2種類記載されており、管理項目と規格値に差があるが、歩道舗装はどちらを使うのか。</u> ・歩道、取合、路肩舗装の表層工は、10-2-4舗装工(13-107頁)により出来形管理を行う。 D-5【平坦性試験の省略】 <u>部分的な舗装を施工する場合、平坦性試験を省略できないか。</u> ・道路維持(10-90頁)、河川維持(6-60頁)等の維持工事においては平坦性試験を省略できる。 ・維持工事に限らず、部分的な拡幅工事の舗装など、既設舗装に擦付ける必要があり、既設道路の平坦性の影響を受ける場合の管理は省略できるが、試験を省略することについて、発注者と協議が必要。 【例】 ・車道拡幅部分、勾配が変化する交差点部等をまたぐ平坦性。 ・区間長100m未満であり、精度の良い平坦性の測定値を得るのが難しい場合。
2	出来形管理 1-3-7-4組立て(13-27頁)	D-6【設計かぶりt】 <u>設計かぶりtはどの鉄筋を対象に管理を行うのか。</u> <u>・設計かぶりtは重要構造物かつ主鉄筋についての適用となり、管理は純かぶりで行う。</u> D-7【最小かぶりt】 <u>最小かぶりtはどの鉄筋を対象に管理を行うのか。</u> <u>・最小かぶりtは重要構造物かつ一番外側に設置された鉄筋(最外縁)についての適用となり、管理は同じく純かぶりで行う。</u>
3	品質管理 1 セメント・コンクリート (13-123頁)	H-1【小規模工種で1工種当り50m³未満の場合の生コン工場の品質証明書】 <u>小規模工種1工種当りの総使用量が50m³未満の場合は生コン工場の品質証明書でも良いことになっているが、工事材料使用承諾で添付している配合計画書が品質証明書とみなせないか。</u> ・JIS製品の場合は、工事材料使用承諾(以下「使用承諾」)で提出された配合計画書によることができる。 この場合、使用承諾の使用材料一覧表の備考欄に、例:「小規模工種1工種当りの総使用量が50m³未満の品質証明書とする。」等、品質証明書であることがわかるように記載すること。 ただし配合計画書には、必要な管理値(塩化物含有量、スランプ、圧縮強度(呼び強度)、空気量等)が記載されている必要がある。 なお、非JIS製品の場合は、使用承諾、工事材料使用承諾の提出資料を品質証明書とすることはできない。試験又はレディーミクストコンクリート工場の品質証明書が必要。 ※JIS製品であっても、トラック取り、小ロットの場合、非JISとなる場合があるので注意が必要。 ・レディーミクストコンクリート工場の品質証明書を提出する場合、様式は任意でよい。 (品質管理基準に記載の塩化物総量規制、スランプ、圧縮強度(呼び強度)、空気量等の品質実績が記載されていること。)

土木工事書類作成Q&A 土木工事施工管理基準

章	項 目	留 意 点
3	品質管理 1 セメント・コンクリート (1-51頁～1-69頁、13-123頁)	H-2【小規模工種におけるコンクリートの運搬時間、養生管理の省略】 <u>コンクリートの運搬時間、養生方法、養生期間等の管理資料について、施工量が少量の場合、管理を省略できないか。</u> ・コンクリートの運搬時間、打設、締固め、養生方法、養生期間等の管理については、コンクリート使用量が少量、または小規模工種であっても、通常工種、重要構造物と同様の管理が必要。
3	品質管理 1 セメント・コンクリート (13-123頁)	H-3【同じものを複数製作する場合の品質管理】 <u>根固ブロック製作のコンクリート品質管理について、同様の製作を繰り返すため、出来形管理と同様に試験回数を減らすことが出来ないか。</u> ・根固ブロック製作の様に、同じものを繰り返し製作する場合であっても、品質管理基準とおりの管理を行う必要がある。 (同じ製品を繰り返し精度よく製作できている(出来形管理)ことと、製作期間を通じてコンクリートの品質が所定の基準を確保できている(品質管理)ことは別。)
3	品質管理 1 セメント・コンクリート (13-123頁)	H-4-1【材齢28日のコンクリート圧縮(曲げ)強度試験実施日が休日等になる場合の取扱い】 <u>材齢28日のコンクリート圧縮(曲げ)強度試験(以下「試験という。」)実施日が休日等になる場合であっても、材齢28日に試験を行わなければならないか。</u> ・材齢28日の試験については、休日等に民間試験機関又は(公財)鳥取県建設技術センターで試験を行っているかどうかにかかわらず、材齢28日より前の材齢で試験を行い、結果、所定の呼び強度以上の強度が確認されれば、材齢28日強度が確保されているとみなす(以下「材齢28日見なし強度」という。)。ただし、事前に監督員の承諾が必要。 ・なお、材齢3日又は7日試験で呼び強度以上の強度が確認されたとしても、材齢28日強度試験又は材齢28日見なし強度試験は省略できない。 ・材齢3日又は7日試験についても、休日等に民間試験機関又は(公財)鳥取県建設技術センターで試験を実施しているかどうかにかかわらず、材齢3日又は7日の前後の材齢で試験してもよいが、試験を行った材齢に応じた試験強度で強度判定を行う。この場合も事前に監督員の承諾が必要。
3	品質管理 1 セメント・コンクリート (13-123頁)	H-4【早強コンクリートの圧縮強度試験】 <u>早強コンクリートは早期に所定強度が出るため、σ_{28}は不要ではないか。</u> ・コンクリートの設計基準強度は、一般的に材齢28日における強度としており、早強コンクリートであってもσ_{28}を確認する必要がある。 ・ただし、構造物によっては設計基準強度の基準となる材齢を28日以外の材齢としている場合があるため、その場合は圧縮強度試験を実施する材齢を別途定めている基準に従う。
3	品質管理 4 プレキャストコンクリート製品 (13-124頁)	H-5【凍害を受ける恐れのあるコンクリート製品とは】 <u>凍害を受ける恐れがある場合は、空気量4.5%とすることになっているが、凍害を受ける恐れのある地域とはどこか。</u> ・凍害を受ける恐れがある場合とは、現に凍害被害が問題化している地域を言うが、鳥取県内で該当する地域はない。

土木工事書類作成Q&A 土木工事施工管理基準

章	項 目	留 意 点
3	品質管理	4 プレキャストコンクリート製品 (13-124頁) H-6【コンクリート製品の試験成績表】 <u>JIS1種、JIS2種、その他のコンクリート試験成績表について、工事材料使用承諾の品質証明ではなく、現地に入る材料の品質証明が必要となるのか。</u> ・工事材料使用承諾の品質証明ではなく、現地に入る資材の品質証明が必要。
3	品質管理	4 プレキャストコンクリート製品 (13-124頁) H-6-0【非JISコンクリート製品における製品規格毎の品質管理】 <u>非JISプレキャストコンクリート製品において、製品規格毎に、</u> <u>1 規格、製造年月日等の刻印の写真管理を行う必要はあるか。</u> <u>2 出荷証明書による確認を行う必要があるか。</u> 1 製品規格毎に規格、製造年月日等の刻印の写真管理を行う必要はない。ただし、製品毎に試験成績表等により品質を確認する必要がある。 なお、JISプレキャストコンクリート製品は、「製品の規格毎にJISマークの表示が確認 できる写真を撮影」することで、試験成績表等の提出及び確認が不要となる。 2 製品規格毎の出荷証明書の確認は不要。
3	品質管理	5 管理項目及び方法 (13-2頁) H-6-1【コンクリート、砕石等の材料試験の各種試験成績書の宛名】 <u>鳥取県建設技術センターに各種材料試験を依頼する際、依頼(支払い)を下請等に委託する場合も、各種試験成績書の宛名は元請業者名でなければならないか。</u> ・宛名(依頼者名)は受託者名(下請会社名、レディーミクストコンクリート工場名等)でもよい。
3	品質管理	10 下層路盤(13-128頁) H-7-1【歩道路盤にブルーフローリングは必要か】 <u>歩道路盤にブルーフローリングは必要か</u> ・ブルーフローリングは下層路盤、簡易舗装路盤仕上げ後に実施することとなっており、歩道路盤は不要。
3	品質管理	14 アスファルト舗装 (13-140頁) H-7【アスファルト舗装の現場密度試験回数】 <u>アスファルト舗装の現場密度試験で3,000m²を超える場合は、品質管理基準のとおり10孔のコア採取が必要か。</u> ・品質管理基準のとおり、舗装面積3,000m²を超える場合は10孔のコア採取が必要。
3	品質管理	27 道路土工 (13-154頁) H-8【道路土工における締固め試験】 <u>通常の施工機械で転圧する場合の締固め試験はA,B法によることと定められているが、E法で試験を行った結果を使用しても良いか。</u> ・通常の施工機械で転圧する場合の締固め試験はA,B法によることと定められているが、安全側となるE法で管理しても良い。ただし、事前に監督員の承諾が必要。
3	品質管理	27 道路土工 (13-154頁) 5 管理項目及び方法 (13-2頁) H-9【道路土工(路体、路床)における施工規模50m³未満の考え方】 <u>路体盛土40m³、路床盛土40m³を施工する工事は、施工規模50m³として、路体、路床共に、品質管理が不要となるか。</u> ・路体と路床はそれぞれ別の工種(道路土工(路体)と道路土工(路床))として管理することとなっているため、路体、路床毎に50m³未満であれば、品質管理はどちらも不要である。

土木工事書類作成Q&A 土木工事施工管理基準

章	項 目	留 意 点
3	品質管理 27 道路土工 (13-154頁)	H-10【道路土工における、センター試験成績証明書3ヶ月ルールの考え方】 <u>3ヵ月以内のセンターの試験成績証明書により、材料試験を省略する場合、センターの試験成績証明書は、3ヶ月毎に提出しないといけないのか。</u> ・当初及び土質が変化した時に試験を行うこととなっており、当初に3ヶ月以内のセンターの試験成績証明書を提出すれば、土質に変化が無い限り、以降の提出は不要。
4	写真管理 2-1撮影頻度(13-176頁)	P-1【自主管理で出来形管理の測定点数を追加した場合、写真管理も同様に管理点数を追加する必要があるか】 <u>自主管理で出来形管理の測定点数を増やした場合、出来形管理の自主管理点数に合わせて、写真管理も自主管理点数を追加する必要があるか。</u> ・契約約款第1条3項「目的物を完成するために必要な一切の手段を、契約書及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。」により定めたものが自主管理である。 そのため、施工計画書において、自主管理で出来形管理点数を追加するが、写真管理の管理点数は追加しない計画とすれば、出来形管理の管理点数に写真管理の管理点数を合わせる必要はない。
4	写真管理 2-2撮影方法(13-176頁) 2-5写真の編集等(13-177頁)	P-2【小黑板への補足の記載】 <u>黑板の文字が見えづらい写真があった場合、写真横の備考等に補足の説明を記載しても良いか。</u> ・「2-2撮影方法」のとおり、必要事項を記載した小黑板を、判読できるように撮影する必要があるが、字などが見えづらい場合は写真横に備考として記載してもよい。 ただし、「2-5写真の編集等」のとおり、写真を編集することは認められない。
4	写真管理 2-4写真の省略(13-177頁)	P-3【監督員が立会した場合の写真の省略】 <u>監督員が段階確認で確認している項目については、写真管理を省略できないか。</u> ・監督員が臨場して段階確認した箇所は、出来形管理写真の撮影を省略する。臨場時の状況写真は不要。 ・段階確認資料と同じ資料を出来形管理写真として、別にとりまとめる必要は無く、段階確認資料を出来形管理写真の一部とすることが可能。 P-4【完成後測定可能なものは写真を省略できるか】 <u>完成後に測定可能な部分については写真を省略できるか。</u> ・出来形管理写真について、完成後測定可能な部分については、出来形管理状況の分かる写真を工種毎に1回撮影し、後は撮影を省略する。
4	写真管理 2-8不可視部の写真管理(13-177頁)	P-5【出来形管理基準の無い項目の写真管理】 <u>出来形管理基準が無い項目についても写真管理が必要か</u> ・施工後、不可視部となる場合は、出来形管理基準の無い項目(2次製品の敷モルタル等のように、設計図書に厚さ、幅などが明示されているが、管理基準のない項目。)であっても、写真で出来形寸法が容易に確認できるように撮影する必要がある。 ・この場合、構造物の形状、寸法、規格が変わる毎に設計図書に明示された項目を管理した写真が1枚あればよい。

土木工事書類作成Q&A 土木工事施工管理基準

章	項 目	留 意 点
4	写真管理 3. 整理提出(13-178頁)	P-6【管理点数一覧表の有無】 <u>写真管理の管理点数一覧表の作成は必要か。</u> ・管理点数一覧表は作成不要。 ・なお、管理点数は写真1枚1点ではなく、1枚で撮影(管理)できない場合は、必要に応じて複数枚撮影する必要がある。
4	写真管理 施工状況 施工中の写真(13-179頁)	P-7【施工状況の「適宜」の撮影頻度とは】 <u>施工状況の写真管理において、撮影頻度は「工種、種別毎に設計図書施工計画書に従い施工していることが確認できるように適宜」となっているが、具体的にどの程度の頻度で撮影する必要があるのか。</u> ・「適宜」とは、写真管理基準(4.その他)(13-178頁)に記載のとおり、『設計図書の仕様が写真により確認できる必要最小限の箇所や枚数』となっており、工種、種別毎(13-4頁～)毎に必要最小限の箇所や枚数を撮影する必要がある。 ・写真は1枚あれば良く、測点毎の写真は不要。 ・また、出来形管理写真などにより仕様書どおりの施工が確認できる場合は、省略することが可能。 ・なお、重要構造物を除く、同一施工箇所、同工種で1号、2号天端コンクリート等の類似の構造物については、監督員と協議の上、同一の構造物として写真管理を省略することができる。
4	写真管理 施工状況 施工中の写真(13-179頁)(1-52頁)	P-8【コンクリート打設高、養生、打継目処理、締固施工状況の写真管理】 <u>コンクリート打設高、養生、打継目処理、締固施工状況の写真管理はどこで決められているのか。また、その撮影頻度はどの程度か。少額、少量のコンクリート使用量であっても写真管理は必要か。</u> ・上記P-7【施工状況の「適宜」の撮影頻度とは】のとおり、工種、種別毎に、打設高、養生、打継目処理、締固施工状況の写真管理が必要。 ・少額、少量の構造物であっても写真管理は必要。(例えば小口止めコンクリートでも写真管理が必要。)
4	写真管理 施工状況 施工中の写真(13-179頁)(1-63頁)	P-9【寒中コンクリートのコンクリート温度管理】 <u>寒中コンクリートのコンクリート温度管理の撮影頻度はどの程度か。</u> ・上記P-7【施工状況の「適宜」の撮影頻度とは】のとおり、養生期間中及び養生期間後のコンクリート温度が適正に保たれているのか、確認出来ることが必要。 ・なお、養生期間中及び養生期間後のさらに2日間のコンクリート温度が必要な温度に保たれているか確認できる写真等の資料が必要。 ・コンクリート温度を自動記録計等により管理した場合は、観測状況写真(1枚)と記録の結果があれば良い。
4	写真管理 施工状況 施工中の写真(13-180頁)	P-10【排出ガス対策型建設機械の写真管理】 <u>低騒音、低振動、排ガスの建設機械及び機械使用状況の確認資料について、どの程度の資料が必要となるのか。</u> ・低騒音、低振動、排出ガス対策型建設機械に係る使用状況の管理は写真のみで良い。 ・写真管理基準の「施工中の写真」のとおり、排出ガス対策型建設機械を使用していることが確認できるよう適宜の撮影が必要。

土木工事書類作成Q&A 土木工事施工管理基準

章		項 目	留 意 点
4	写真管理	セメント・コンクリート (13-181頁)	P-11【コンクリートのスランプ試験、圧縮強度試験等の写真管理】 <u>コンクリートのスランプ試験、圧縮強度試験等の写真撮影は、全ての試験毎に撮影する必要があるか。</u> ・スランプ試験、コンクリートの圧縮強度試験等の写真撮影頻度は、コンクリートの種類毎に1回で良い。 ・コンクリートの種類が同じであれば、試験毎の撮影は不要。
4	写真管理	施工状況 盛土工 巻出し厚(13-186 頁)	P-12【各層の巻出し厚管理】 <u>盛土工の巻出し厚の撮影頻度が延長200mに1回とあるが、高さの記載がなく何層分の撮影を求めているのか。</u> ・巻出し厚の撮影は、巻出し時に1回の撮影が必要であり、代表となる層の巻き出し厚が確認出来る写真が1枚あれば良い。 ・なお、撮影箇所一覧表の「施工中の写真」(13-179頁)に、施工中の写真として、「工種、種別毎に設計図書、施工計画書に従い施工していることが確認できるよう適宜」とあるため、丁張り等で巻き出し厚を管理しながら、施工していることが分かる写真が必要。
4	写真管理	配筋状況 (13-187頁)	P-13【配筋間隔と かぶりの写真管理】 <u>鉄筋の配筋間隔と、かぶりの出来形管理写真を1枚で撮影しても良いか。</u> ・鉄筋の配筋間隔と かぶりが確認出来る写真があれば、枚数は問わない。1枚でも複数枚でもどちらでも良い。 ・ただし、主筋の配筋間隔、かぶりが異なる毎に写真が必要。

土木工事書類作成Q&A 各種基準

項 目			留 意 点
4	土木工事監督基準	(7)工事施工状況の把握(14-5頁)	T-1【施工状況把握を実施する根拠】 <u>施工状況把握が共通仕様書から削除されたが、新仕様書で施工状況把握の立会対応をしなければならない根拠は。また立会依頼に確認・立会依頼書は必要か。</u> ・施工状況把握は監督業務となり、立会対応は施工状況把握に係る指示書が根拠となる。 鳥取県県土整備部 土木工事監督基準 抜粋 (監督の実施) 第6条(7)工事施工状況の把握 3 監督員は、工事着手までに施工状況把握の実施項目と、受注者は監督員に立会依頼を行うことを受注者に指示する。なお、工事内容の変更に伴い、実施項目を変更する場合には、別途受注者に指示する。 ・立会の依頼は、監督員へ電話・口頭等により連絡すれば良い。 既に、確認・立会依頼書により立会依頼するよう指示を受けている工事において、電話・口頭等による連絡を希望する場合は、監督員と協議すること。
6	工事材料の取扱い	工事材料使用承諾取扱要領(16-2頁)	T-2【JISマーク表示品の添付書類】 <u>一般資材に係る工事材料使用承諾の添付書類には、使用材料の規格寸法とJIS規格番号及びJIS規格表示認証番号がわかる書類が添付されていれば、カタログなどの添付は不要か。</u> ・JISマーク表示品のうち一般資材の工事材料使用承諾には、JISマーク表示認証番号が分かる書類も含め添付書類は不要。 ただし、規格の説明のためカタログ等を添付することは可能。 T-3【生コンに係る添付書類】 <u>生コンに係る工事材料使用承諾の添付書類には、配合計画書と配合計算書、JIS規格表示認証番号のわかる資料があれば、骨材試験などの基礎資料まで添付しなくても良いか。</u> <u>また使用場所は、配合計画書に個別に(手書き)記入しなくても、一覧表の備考欄の記入のみと出来ないか</u> ・JISのレディーミクストコンクリート(仕様書第1編「3-3-2工場の選定」第2項(1-46頁)に該当)の場合、レディーミクストコンクリート配合計画書の添付のみで良く、骨材試験などの基礎資料は不要。 ・使用場所は配合計画書への記載が必要。 T-4【アスファルト合材に係る添付書類】 <u>アスファルト合材に係る工事材料使用承諾の添付書類には、合材工場から発行された使用承諾証明書の写しと使用合材の混合物報告書(様式4)があれば、骨材試験などの書類の提出は不要か。</u> ・アスファルト合材工場に各事務所が発行する使用承諾証明書(様式2)の写しと、アスファルト合材工場から発行される混合物報告書(様式4)のみの添付で、骨材試験などの書類は不要。 ・事前承諾を受けたアスファルト混合物を使用する場合、工事材料使用承諾に事前承諾番号を記載すれば、混合物報告書、事前承諾書の写しは提出不要。
8	各種様式集	8各種様式集 出来形管理図表(P18-22頁) 品質管理図表(P18-22頁)	T-5【各種様式集は指定様式か】 <u>各種様式集は指定様式か。各種様式集に書かれた項目を網羅していれば様式が違っていても良いか。</u> ・各種様式集は参考様式であり、例えば出来形管理図表(様式施-25)、品質管理図表(様式施-26)は施工管理基準を網羅した管理がされていれば、様式施-25、様式施-26のとおりとする必要はない。

土木工事書類作成Q&A 各種基準

項 目	留 意 点
共通仕様書特 記事項 1-1-1-27 (12-6頁) リスクアセスメント (「建設工事における労働災害防止のためのリスクアセスメントについて」(平成23年9月30日付第201100099979号))	T-6【リスク低減措置はすべてのリスクを低減させる必要があるか】 <u>リスク低減措置はすべてのリスクを対象として低減させる必要があるか。</u> ・残留リスクがあるため、すべてのリスクを低減させる必要は無い。ただし残留リスクへの対応は必要。 T-7【監督員の立会について】 <u>リスク低減措置として挙げている項目の実施状況は、監督員に全て確認してもらう必要があるか。</u> ・監督員が確認する項目は、リスク低減措置の優先順位を付けながら可能な限り、段階確認等にあわせて確認出来る範囲でよい。 T-8【低減措置対策計画書の提出について】 <u>低減措置対策計画書を監督員に提出する必要があるか。</u> ・低減措置対策計画書は監督員に提出する必要がある。 T-9【リスクアセスメントの実施の義務について】 <u>リスクアセスメントの取り組みは必ず行う必要があるか。</u> ・リスクアセスメントは必ず行う必要はないが、重篤な労働災害が発生しないよう積極的に実践していただきたい。
共通仕様書特 記事項 1-1-1-27 (12-6頁) 過積載防止の取組み状況	T-10【資材搬入に係る過積載防止の取組み状況】 <u>資材搬入時の積載量確認(検収写真)は全ての資材において必要か。</u> ・全ての資材の搬入時に、過積載防止に取り組む必要があるが、過積載防止に取り組んでいることが分かる、例えば一覧表(資材毎の運搬台数、最大積載量等、過積載となっていないことが分かるもの)が整理されていればよく、納入伝票等で確認出来れば、検収写真、納入伝票等の提出は不要。なお納入伝票は提示でよい。ただし、提示は必要。 【例】過積載を防止するための日常的な管理の例 ◎資機材等の搬入において、納入業者の過積載防止対策を確認。加えて、資材重量を搬入時に納入伝票等で管理。 T-11【資材搬出に係る過積載防止の取組み状況】 <u>過積載防止の取組み状況は、全搬出台数を対象に写真撮影する必要があるか。</u> ・現場説明書に記載のとおり、全台数で過積載とならないように、どの様に取り組んだのか分かる資料が必要。ただし全ての資材の搬出時に、過積載防止に取り組む必要があるが、過積載防止に取り組んでいることが分かる、例えば一覧表(資材毎の運搬台数、最大積載量等、過積載となっていないことが分かるもの)が整理されていればよく、全台数の写真、重量計測結果は等の提出は不要。ただし、提示は必要。 【例】過積載を防止するための日常的な管理の例 ◎土砂搬出において、土砂の単位堆積 体積重量を考慮した荷姿の計測をトラックスケールで確認し、これに基づき、日常的に各車両の荷姿等を管理。 ◎各車両の自重計による重量の確認等を行い、日常的にダンプ自重(積込み回数等)を管理。 ◎土質毎に過積載とならない目安を、トラックスケール等で重量を確認のうえダンプの荷台に表示し、搬出日毎に自重計を1日1回以上確認、記録する等